

秋田市長選挙

投票日は6月19日(日)



投票時間 午前7時～午後8時 (河辺・雄和地域は午後7時まで)

問い合わせ 秋田市選挙管理委員会事務局tel(866)2260

投票できるかた

昭和60年6月20日以前に生まれ、平成17年3月11日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた

6月4日以降に、秋田市内で転居の届出をしたかたは、転居前の住所地の投票所で投票することになります。

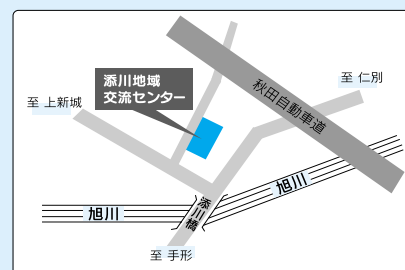
投票所入場券

選挙の告示日(6月12日)の前に、投票所入場券を郵送します。投票所入場券をなくしても投票所で再発行できますので、受け付けでお話ください。また、点字投票、代理投票もできますので、ご相談ください

投票所が変わります

6月19日(日)の秋田市長選挙から、これまで「添川公民館」で投票していたかたの投票所が「添川地域交流センター」に変わります。

投票所は投票所入場券でお確かめください。



市内8か所から選べます 期日前投票

6月13日(月)から18日(土)まで

期日前投票ができるのは市内8か所。「投票日はちょっと都合が...」というかたは、お仕事やドライブの途中など、新しい投票所を体験してみたいかたは、



投票所と投票時間

市役所分館4階 土崎支所 新屋支所
河辺市民センター 雄和市民センター
午前8時30分～午後8時

秋田駅西口2階ぼぼろーど
午前9時～午後8時

岩見三内連絡所 大正寺連絡所
午前8時30分～午後5時



宣誓書に記入を

投票の際、「宣誓書」に記入していただきます。投票所入場券の裏面に「宣誓書」を印刷していますので、あらかじめ記入してお持ちいただければ、受け付けが簡単に済みます。



入院中は?

県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院または入所中の場合は、その指定されている施設で不在者投票ができますので、各施設の事務局にお申し出ください。

仕事で不在だったら?

仕事の都合などで、他の市町村に滞在しているかたは、秋田市選挙管理委員会に投票用紙を請求して、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票することができます。請求する用紙「宣誓書」は、各市町村の選挙管理委員会にもありますので、記載のうえ、秋田市選挙管理委員会に送ってください。

市選管のホームページからも入手できます。
<http://www.city.akita.akita.jp/city/coel/>

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の障害のあるかた、もしくは介護保険の「要介護5」のかたが対象です。自宅などで投票用紙に記載して、郵送により不在者投票することができます。あらかじめ届け出が必要ですので、希望するかたはお早めに秋田市選挙管理委員会へご連絡ください。

また、郵便などによる不在者投票は自書が原則ですが、要件により、代理人に書いてもらうこともできます。詳しくは秋田市選挙管理委員会へお問い合わせください。



このコーナーでは、みんなが健康で元気に過ごすために必要な、ドクターからのちょっとしたアドバイスを紹介します。



今月のドクター
添野武彦 先生
(市立秋田総合病院 副院長)

家庭での食中毒の予防

毎年、梅雨の季節、少し蒸し暑くなる6月ころから食中毒のニュースが時々飛び込んできます。例年のことなので簡単に予防できそうなものですが、そこは人間の悲しさ。すぐに前例を忘れてしまったり、自分は大丈夫という油断から食中毒は起こってしまいます。

犯人は細菌。これからが要注意！

多くの場合、食中毒は細菌や細菌の毒素、またはウイルス(ノロウイルス)で食品が汚染されたために発生します。なお、お断りしますが、腐敗や発酵とは異なり、食品には外見的にまったく異常は見られません。

食中毒の中には腸チフスやO157など、少数の細菌でも体内で増殖し、発症する例外的なものもありますが、多くの場合、1ml中に100万個以上という非常に多数の細菌が増殖したものを食べたときに発症します。夏に多い食中毒の原因である腸炎ビブリオに代表されるように、細菌の多くは高温多湿の条件下で増えますので、これからの季節、注意が必要になります。

予防の決め手は「手」



食品の汚染の原因は、何と言っても「手」を介してのことが多いのです。つまり、「細菌に汚染されたものに手指が触れる(用便後、履き物、衣服、容器、水道のカランなど)」「手指汚染」「食品に触る」「食品の中での細菌の増殖」という順で汚染が拡がり、食中毒になるのです。

そこで、この予防のためには、石けんでよく手を洗うことが重要となります。家庭でも爪の周り、指の間などは念入りに洗い、手首よりも少しひじ寄りまで洗うことが原則となります。せっかく愛情を込めた「おにぎり」を作っても、細菌まで一緒に握り込めることがないようにしましょう。また、もしも手に傷や手荒れがあるときには、使い捨てのプラスチック手袋を使ってください。しかし、手袋の中では汗をかき細菌が増えますので、手袋に穴があいているのは論外ですが、過信しないことが大切です。

このほか、調理器具、調理環境の清潔保持や、食材を加熱するなど適切に扱うことは言うまでもありませんが、手の清潔が食中毒予防の決め手であることを忘れずに、おいしく食事を楽しんでください。

介護サービスの利用料軽減

介護保険課tel(866)2069

訪問介護の利用料軽減

(障害者ホームヘルプサービス利用者)



介護保険で障害者ホームヘルプサービス(訪問介護)を利用しているかたで、下記に該当する場合、通常10分の利用者負担額が3分に減額されます。

対象

生計中心者が所得税非課税で、65歳の年齢到達前の1年間に障害者施策による訪問介護の利用実績があるかた、または特定疾病により要支援・要介護認定を受けた40～64歳のかた

申請と利用

申請書と課税状況の調査への同意書を介護保険課窓口へ提出してください。同意書には印鑑が必要です。後日、審査のうえ承認・不承認の結果をお知らせします。承認されたかたには「認定証」をお送りしますので、ホームヘルプサービスを利用するときは、必ず事前にケアマネジャーとホームヘルパーに提示してください

障害者ホームヘルプサービスの利用者に対する軽減措置の来年度以降の取り扱いについては、引き続き国で検討中です。

社会福祉法人が提供する 介護サービスの利用料軽減



下記の対象になるかたは、市に申請のあった社会福祉法人が提供している介護サービスの利用料が2分の1に軽減されます。

軽減される費用 **ホームヘルパー** 利用者負担額 **デイサービス・ショートステイ** 利用者負担額、食事材料費、日常生活費 **特別養護老人ホーム** 利用者負担額、食事代、日常生活費

対象

市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者(生活保護受給者を除く) 介護保険料第2段階で境界層(低所得ながら生活保護を必要としないかた)に該当するかた

申請と利用

のかたは介護保険課にある申請書と同意書、のかたは申請書と境界層証明書(保護第一・第二課で発行)を介護保険課へ提出してください。該当者には後日、「確認証」を発行します。サービスを利用するときに提示してください

現在、「訪問介護利用者負担額減額認定証」または「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」をお持ちのかたは、6月30日(木)で期限が切れますので、再度、申請が必要となります。